

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年3月9日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 業 務 名

令和8年度地域運営組織体制整備推進業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約締結時期は令和8年4月1日とする）

(4) 履行場所

岡山県県民生活部中山間・地域振興課が指定する場所

(5) 委託金額（見積上限額）

6,997,650円以内（消費税及び地方消費税の額 636,150円）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格（以下、「技術提案参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 国や地方公共団体等が発注した同種又は類似の業務の受託実績があり、地域運営組織に関する豊富な知識や地域運営組織設立に向けたコーディネート能力等の高い専門性を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。）。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年度岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立
がなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を
除く。）でないこと。

- (9) 岡山県税を滞納していないこと（納税の猶予を適用されている場合を除く。）。た
だし、岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人は、本店所在の都道府県税を
滞納していないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：(086) 226-7267（直通）

FAX：(086) 224-6195

電子メール：chusankan@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

- (1) 技術提案説明書、仕様書及び技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）等の配布
期間並びに場所

①配布期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月16日（月）まで（閉庁日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

②配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部中山間・地域振興課のホームページからダウンロードで
きる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/961072.html>

- (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月16日（月）まで（閉庁日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

②提出場所

上記3の場所に同じ。

③提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便等その他これに準ずる方法によるものとし、

①の提出期間までに必着のこと。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負
わない。

- (3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認め
られる者に対しては、その旨を令和8年3月18日（水）までに書面により通知す
る。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月19日（木）

まで下記（４）③の宛先へFAX又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後は、電話で着信を確認すること。

③技術提案参加資格要件不適合の理由の通知

技術提案参加資格要件不適合の理由の説明を求める書面を提出した者については、令和８年３月２３日（月）までに理由を回答する。

（４）仕様書等に対する質問の受付

①受付期間

令和８年３月９日（月）から令和８年３月１６日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時まで

②質問方法

仕様書等に対する質問・回答書（様式第２号）をFAX又は電子メールにより送信すること。

なお、送信後は、電話で着信を確認すること。また、電話又は口頭による質疑には応じない。

③宛先

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

FAX：（０８６）２２４－６１９５

電子メール：chusankan@pref.okayama.lg.jp

④その他

技術提案実施後、仕様等についての不知及び不明を理由として異議を申し立てることはできない。

６ 技術提案書等の提出

（１）提出期限

令和８年３月２３日（月）午後５時（必着）

（２）提出場所

上記３の場所に同じ。

（３）提出書類

提案書（様式第３号、所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載、代表者印の捺印があるもの）とともに、次の書類を提出すること。

提出書類	留意事項
法人等に関する調書（様式第４号） 役員名簿（様式第５号）	様式で示す内容を満たす既存資料がある場合は代用可
企画提案内容（任意様式）	次の内容を盛り込むこと。 ・業務の実施方針及び手法 ・業務に対する企画提案内容 ・業務フロー及び工程表
業務の実施体制（様式第６号）	本業務に関わる予定の全員について、氏名、所属、役職、連絡先、担当する業務内容や役割等を明記すること。
予定スタッフの業務実績（様式第７号）	

同種又は類似業務の実績（様式第8号）	過去5年間とし、実物がない場合は確認できるデータ等を添付すること。
見積書（任意様式）	項目別に算出内訳等を明記した見積書とすること（任意様式、商号又は名称、代表者職氏名の記載、代表者印の捺印があるもの）。
県徴収金等の滞納がないことを証明するもの（完納証明書）	県税に滞納がないことを証明するもの。県内法人の場合、（※）を参考のこと。

（※）岡山県ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/page/347443.html>

（4）提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便その他これに準ずる方法によるものものとし、（1）の提出期限までに必着のこと。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。

（5）提出部数

持参又は郵送の場合、3部（見積書は正本1部）

7 その他

（1）契約書作成の要否

要

（2）委託予定者の決定方法

提出された書面により、提案内容と見積額に基づき、総合的に判断して委託予定者を決定する。

（3）契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

（4）その他

①詳細は技術提案説明書及び委託業務仕様書による。

②提出書類は返却しない。

③契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。

④契約締結は、当該事業に係る予算が議会で議決されることを条件とする。